

仙台市立五城中学校文化体育後援会（要旨）

文化体育後援会とは、わが校の文化活動並びに体育の振興発展とその充実向上を図ることを目的として設立された会です。

この会は、同窓生とその保護者、現在の生徒とその保護者の方々で構成され、会費として在校生一人につき年間5,000円を納めていただき、運営しています。主に部活動の向上に必要な用具・設備の援助や、今後各部が県大会をはじめ、東北・全国大会等に出場することを見据えた支援態勢づくりをしています。

現在、わが校には2つの文化部と12の運動部があり、熱心に活動しています。この会を通して生徒一人一人が、部活動の中で十分に能力を發揮できるように支援しています。

◇令和4年度 文化体育後援会 事業 事業報告◇

仙台市立五城中学校

	月 日	事 業 内 容
役員会	5月 20日 2月 22日	・理事会総会（事業報告、計画、決算報告、予算案の承認） ・幹事会（なし 紙面報告）
その他	4月 11日 4月 27日 6月 9日	・入学式 （文化体育後援会の趣旨説明） ・父母教師会総会（ 〃 ） ・中総体激励会（選手激励⇒なし）
後援活動		<p>1 中体連負担金</p> <p>2 大会参加費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市、宮城県中体連主催および共催大会への参加費 ・吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストへの参加費 ・協会や連盟への学校登録料 ・各種行事への参加費（交通費） ・各教科の大会への参加費（交通費） <p>3 部活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール部ユニフォーム ・卓球部ユニフォーム ・ウイング卓球部ユニフォーム ・バドミントン部シャトル ・吹奏楽部低額備品 ・駅伝大会関係（消耗品、交通費等） ・吹奏楽部楽器修理費等 <p>4 行事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会備品、五城祭備品、合唱コンクール備品 ・仙台市小中学校音楽発表会交通費⇒中止 <p>5 宮城県大会</p> <p>交通費補助（県中総体、新人大会県大会）</p> <p>6 東北大会</p> <p>陸上部、駅伝部、アイスホッケー</p> <p>7 全国大会</p> <p>アイスホッケー</p> <p>8 その他</p> <p>選手激励（ウェイトリフティング、男女駅伝、アイスホッケー）</p>

仙台市立五城中学校文化体育後援会会則

第1条（名称）

この会は、五城中学校文化体育後援会（以下「本会」とする）といい、事務局を五城中学校内におく。

第2条（目的）

本会は、五城中学校の文化活動並びに、体育の振興発展とその充実向上を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- ① 文化活動並びに体育の指導奨励
- ② 対外行事および大会等における応援奨励
- ③ 文化活動並びに体育の向上に必要な用具設備の援助
- ④ その他、本会の目的達成のために必要な事項

第4条（組織）

本会は、五城中学校の保護者、旧保護者、同窓生および、その他本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第5条（役員）

本会に、次の役員をおき、任期を1年とする。但し再任を妨げない。

会長1名、副会長3名、会計2名、監事2名、理事若干名、幹事若干名

第6条（役員選出）

役員は、理事会によって選出する。

会長〔1名〕副会長〔現P T A 2名 (P=1, T=1), 旧Pより1名〕

会計〔P 1名, T 1名〕監事〔2名〕

理事〔現P本部役員、旧P副会長の中から若干名、会長の委嘱する人〕

幹事〔現P常置委員長、現P学年委員長、地区委員長、会長の委嘱する人〕

第7条（役員の任務）

- ① 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- ② 副会長は、会長を補佐する。
- ③ 理事は、本会の運営に当たり、かつ事務の処理にあたる。
- ④ 会計は、本会の会計を掌る。
- ⑤ 監事は、会計の監査をする。

第8条（参与・顧問）

本会に、参与及び顧問をおき、会長が委嘱する。参与並びに顧問は会長の諮問機関とする。

第9条（地区世話人）

本会に、地区班をおき、地域は父母教師会の地区班に同じとする。また、地区班に世話人をおき、父母教師会の地区委員をこれにあてる。

地区世話人は、会員との連絡にあたる。

第10条（会議）

本会の会議は、役員会、理事会、幹事会とし、必要に応じて会長が召集する。

- ① 役員会は、重要事項を審議する。
- ② 理事会は、会則改正、予算、決算、役員選出、その他重要事項を審議・決定する。
- ③ 幹事会は、予算、決算、事業計画等の重要事項を審議する。
- ④ 議案及び予算の承認は、理事総会において、出席者の過半数（委任状も含む）の賛成を必要とする。

第11条（会計）

本会の会計は、会費及び寄付金をもってあてる。

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

平成28年度に女子バスケットボール部が全国大会に出場した際、その経費を仙台市の補助金・文化体育後援会特別会計・地域協賛金から支出した。その残金を管理する口座として「文化体育後援会全中補助金」を開設し、次回の全国大会団体競技出場経費に充てる。

「文化体育後援会全中補助金」口座を閉設し、残金を特別会計に組み入れることとする。

（付則）

- 1 この会則は、昭和48年5月11日に改正、施行。
- 2 この会則は、昭和59年5月25日に改正、施行。
- 3 この会則は、平成2年4月1日に改正、施行。
- 4 この会則は、平成12年4月28日に改正、施行。
- 5 この会則は、平成28年11月15日に改正、施行。
- 6 この会則は、令和4年5月20日に改正、施行。

※ゴシック体（太字）の部分が追加されています。